

警察以外の各種制度

◆被害者等に対する支援・通知制度等

検察庁における被害者支援員制度

- 相談への対応
- 法廷への案内・付添い
- 事件記録の閲覧
- 証拠品の返還など各種手続の手助け

→岐阜地方検察庁被害者ホットライン ☎058-262-5138

心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の
審判の傍聴及び結果通知

→担当の検察官、事件を審理している裁判所

検察審査会への審査申立て

→岐阜地方裁判所 ☎058-262-5121 (代)

法務省の各機関における被害者等通知制度等

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- 刑の執行終了予定時期
- 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項
- 仮釈放審理に関する事項
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項

→岐阜地方検察庁被害者ホットライン ☎058-262-5138
→地方更生保護委員会 (中部) ☎052-951-2951
→岐阜保護観察所 ☎058-265-2579

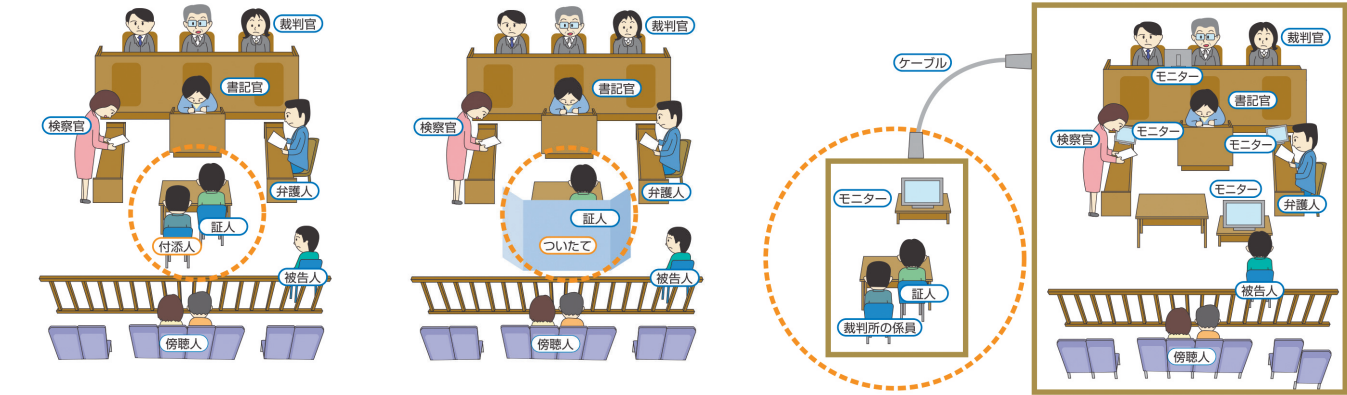
◆裁判で利用できる制度

証人出廷時の配慮 →岐阜地方裁判所 ☎058-262-5121 (代)

●法廷への付添い

●証人の遮へい

●ビデオリンク方式の証人尋問



刑事裁判に関する制度

- 事件記録の閲覧、コピー →事件を審理している裁判所
- 公判の優先傍聴 →担当の検察官
- 犯罪被害者等に関する情報の保護 →担当の検察官
- 被害者の意見陳述制度 →担当の検察官
- 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付 →担当の検察官
- 被害者参加制度 →担当の検察官
- 被害者参加人のため国選弁護制度 →法テラス ☎0120-079714
- 示談内容の刑事裁判の調書への記載 →事件を審理している裁判所
- 損害賠償命令制度 →岐阜地方裁判所 ☎058-262-5121 (代)

少年審判に関する制度

- 事件記録の閲覧、コピー
 - 審判結果の通知
 - 審判状況の説明
 - 審判における意見陳述
 - 少年審判への傍聴
- 岐阜家庭裁判所 ☎058-262-5121 (代)

◆更生保護において利用できる主な制度

意見等聴取制度 / 心情等伝達制度 →岐阜保護観察所 ☎058-265-2579

◆経済的支援制度等

民事上の損害賠償請求制度 →岐阜県弁護士会 ☎058-265-2850

税制措置：医療費控除、障害者控除、寡婦（夫）控除等の所得控除 →お近くの税務署

労働問題に関する相談制度（個別労働紛争解決制度） →岐阜労働局 ☎058-245-8124

ぎふ犯罪被害者支援センター

ぎふ犯罪被害者支援センターは、被害者やご遺族が抱える悩みに対して、電話や面接での相談のほか、事件・事故直後の生活支援、病院・裁判所への付添いや法律相談などのさまざまな支援を行っています。

岐阜県公安委員会から被害者支援を適正かつ確実に行うことができる法人として認められている団体（犯罪被害者等早期援助団体）です。



公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター
相談専用電話 0120-968-783、058-268-8700 ホームページ <https://www.gifu-vsc.org>

ぎふ犯罪被害者支援センターが行う支援内容

電話相談・面接相談 専門的な研修を受けたボランティア相談員が応対します。必要に応じて、精神科医・弁護士・臨床心理士が面接します。	付添支援 希望に応じて、支援員が病院、法廷等への付添いを行います。	犯罪被害者等給付金申請補助 給付金の申請の補助を行います。
関係機関・団体との連携による支援活動 警察をはじめとする関係機関・団体等との連携を図り、被害者等の立場に立った支援活動を行います。	自助グループへの支援 同じような被害にあわれた被害者・遺族の方へ交流場所の提供やグループ活動の支援を行います。	広報啓発活動 被害者等の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動を行います。

各種被害者相談窓口

名 称		相談電話番号	相談の内容
警 察	犯罪被害者相談室	☎0120-870-783 携帯の方は ☎058-277-3783	犯罪の被害に関する相談 平日 8：30～17：15
	性犯罪被害者相談電話	#8103 つながらない場合は ☎0120-72-8103 ☎058-273-6503	性犯罪の被害に関する相談
	少年サポートセンター	☎0120-783-800	犯罪の被害にあわれた少年に関する相談
	ストーカー相談110番	☎0120-794-310	ストーカー被害に関する相談 平日 9：00～16：00
	警察安全相談室	#9110 又は ☎058-272-9110	犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穏に関する相談
県	県民生活課	☎058-272-8205 (直通)	岐阜県内の犯罪被害者等施策全般
	地域福祉課	☎058-272-8264 (直通)	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度
	住宅課	☎058-272-8692 (直通)	犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方に対する公営住宅への優先的な入居
	岐阜県住宅供給公社	☎0584-81-8503	県営住宅の入居申し込み受付
	県民生活相談センター	県民相談 ☎058-277-1001 消費生活相談 ☎058-277-1003	日常生活の悩みごと相談、また犯罪被害者等が直面する問題についての情報提供、交通事故相談等 商品やサービスなど契約に関する相談
	ぎふ性暴力被害者支援センター	#8891 又は ☎058-215-8349	性暴力被害にあわれた方のための相談窓口（24時間ホットライン）
	岐阜県女性相談支援センター	☎058-213-2131	DV（配偶者からの暴力）被害相談、女性の悩み事相談
	子ども・家庭110番	☎0120-76-1152 又は ☎058-213-8080	子どもや家庭における悩みの相談（子育て、虐待、不登校等）
	人権啓発センター	☎058-272-8252	人権問題に関する相談
	市町村（犯罪被害者等総合的対応窓口）		犯罪被害者等に適切な情報提供等を実施
そ の 他	公益財団法人 岐阜県暴力追放推進センター	☎0800-200-8930	暴力団が関係する被害・困りごと等の相談、暴力団員を相手とした民事訴訟の支援相談
	公益財団法人 犯罪被害救援基金	☎03-5226-1020	経済的理由で就学困難な方に対し、奨学金など犯罪被害に係る救援事業を実施
	岐阜県弁護士会	☎058-265-2850	DV・犯罪被害者の法律相談
	日本司法支援センター（法テラス）	☎0120-079714	法制度に関する情報の提供や、経済的にお困りの被害者等に無料で法律相談を行い、民事裁判等手続きでの弁護士費用を立て替えます。

連絡
担当

警察署

課

氏名

電話



2025.3発行

道しるべ

犯罪の被害にあうことは、大変つらく、とても悲しいことです。

被害にあったことが本当であるのか信じられなくなったり、どうしてよいのか

わからなくなったりするなど、悩んだり、不安に思われることもあるでしょう。

しかし、こうした問題に一人で立ち向かわなくてはならないというわけではありません。

このリーフレットは、犯罪の被害にあわれた方に

●捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか、
また、そこでは、どのような協力をお願いすることになるのか

●利用できる制度には、どのようなものがあるのか

といったことを、わかりやすくお知らせするためのものです。

岐阜県警察



刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続を刑事手続といい、これは大きく、**捜査**、**起訴**、**公判**の三つの段階に分かれます。

捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動をいいます。

起訴

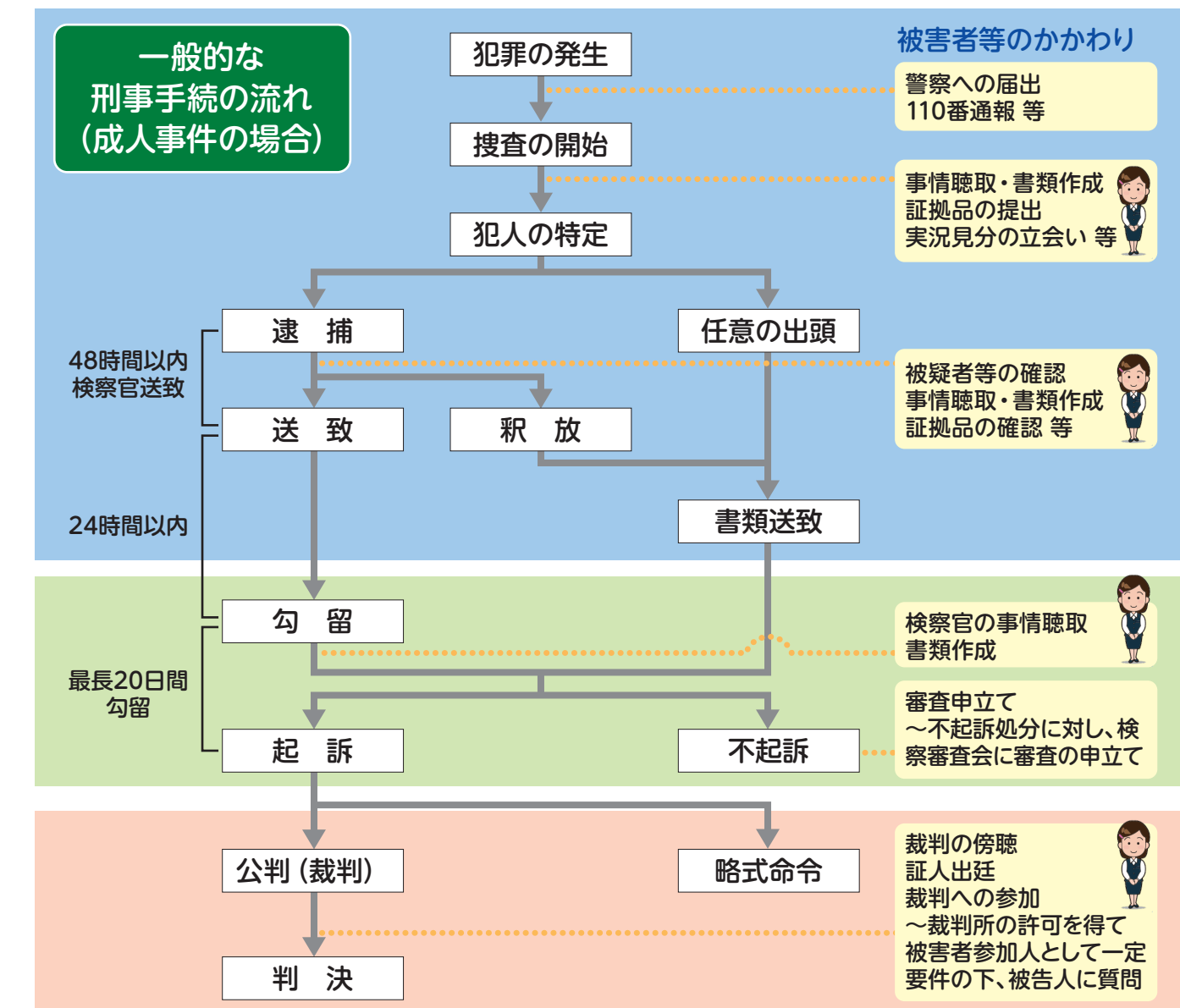
検察官は、勾留期間内に被疑者（警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者）を裁判にかけようかどうかの決定を行います。裁判にかけられる場合を**起訴**、裁判にかけない場合を**不起訴**といいます。起訴された被疑者を『被告人』といいます。

公判（裁判）

被疑者が起訴されると、公判（裁判）の日程が決められて審理が行われ、**判決**が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。

※裁判を傍聴したい方は、事件を担当する裁判所、検察庁、事件を扱った警察署の被害者連絡担当者のいずれかにお問い合わせください。

※このリーフレットで「被害者等」とは、犯罪により被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族をいいます。



※手続きについて質問がある場合は、担当捜査員にお問い合わせください。



の印は、警察の支援要員が付添いできる活動です。

お願い

被害者等の皆様には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることになります。そのことでご負担をおかけすることもあります。これらは、犯人を捕まえ、処罰するためなどに必要で重要な活動ですので、ご理解とご協力をお願いします。具体的には次のようなことがあります。

事情聴取

被害の状況や犯人の様子などについて、事情をお聞きます。また、事件によっては検察官から事情を聞かれる場合もあります。

証拠品の提出

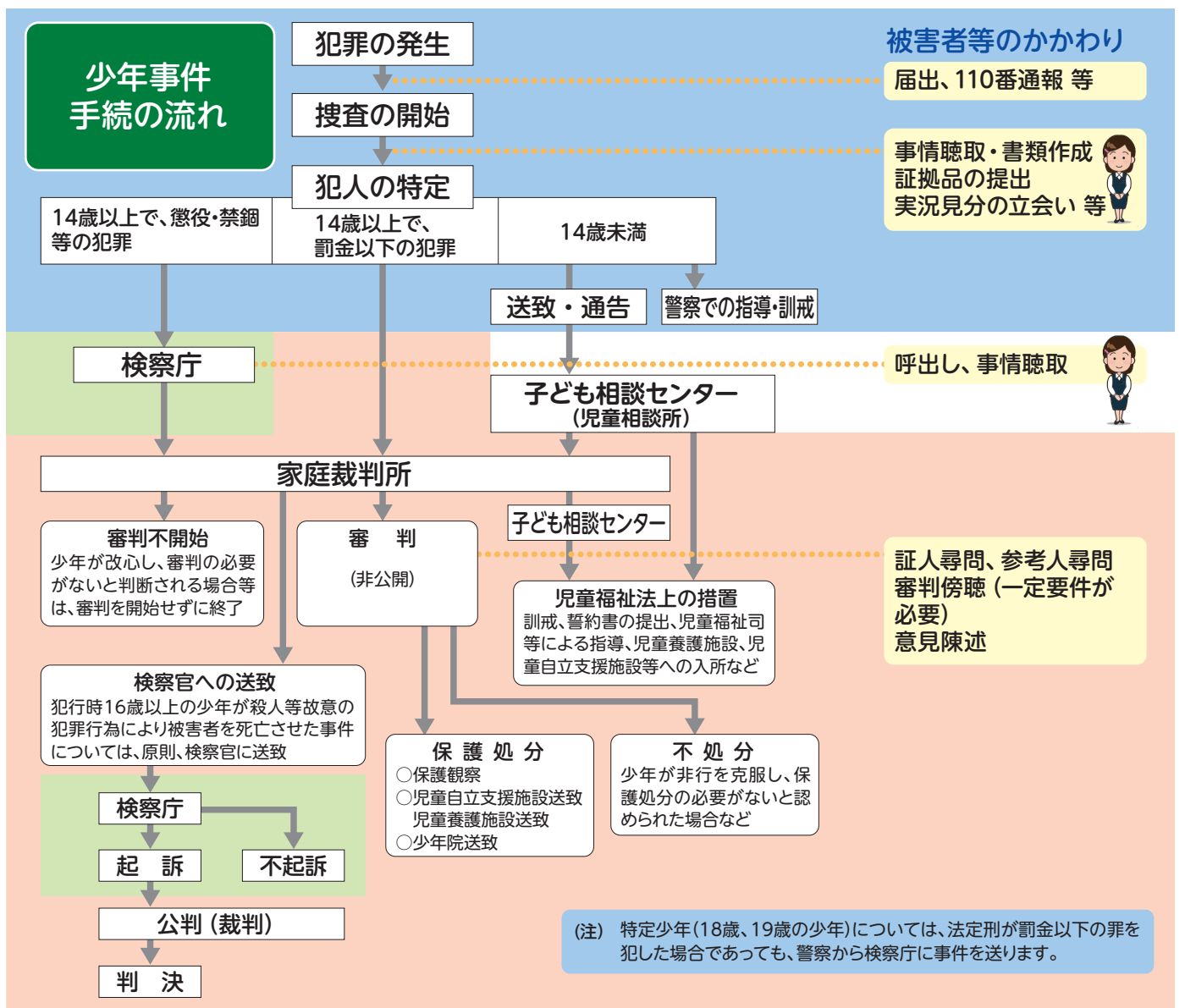
犯行を裏付ける証拠品として、着ていた服、持っていた物などを提出していただく場合があります。提出していただいたものについては、保管する必要がなくなればお返しいたします。

実況見分への立会い

犯行の状況を明らかにするために、犯罪現場での状況説明などに立ち会っていただく場合があります。

公判（裁判）での証言

犯罪の立証のため、公判で証言していただく場合があります。これを『証人尋問』といいます。



※手続きについて質問がある場合は、少年担当の捜査員にお問い合わせください。

※2025年6月1日から「懲役・禁錮」は「拘禁刑」となります。



の印は、警察の支援要員が付添いできる活動です。

岐阜県警察による被害者支援

◆指定被害者支援要員による支援

捜査活動へのかかわりによる被害者等の精神的な負担を軽減するため、捜査員とは別に指定された警察職員（支援要員）が、

- 事情聴取や実況見分など捜査活動への付添い
- 病院の手配・付添い
- 不安の軽減や再被害防止に関する助言

など、事件発生直後における支援活動を行っています。

◆経済的支援制度

身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担制度（注2）

- ご家族を亡くされた方 ～ 死体検案書料・遺体搬送料等
- 傷害等を負われた方 ～ 診断書料・初診料等
- 性犯罪被害にあわれた方 ～ 診断書料・初診料・検査費等を支給し、被害者等の経済的負担を軽減しています。

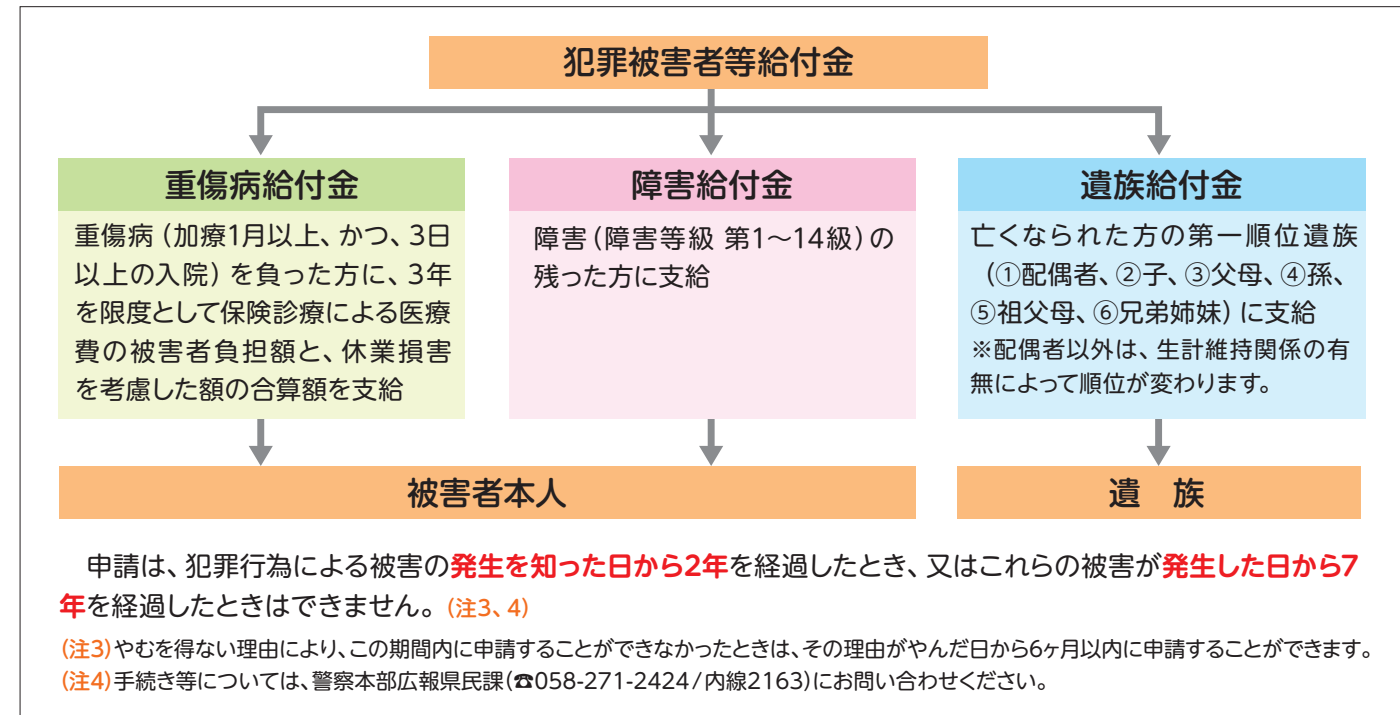
一時避難場所の確保（注2）

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合は、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度があります。

（注2） 事件の内容等によっては、公費負担できない場合もあります。詳しくは、事件を担当した捜査員にお問い合わせください。

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者に対して、公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。



◆精神的被害への支援

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、事件を思い出して眠れないなど、さまざまな心身の反応があらわれることがあります。これらは、誰にでも起こりうる症状で、病気ではありません。時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。

警察では、カウンセリングの専門員の配置や医療機関との連携、相談窓口の開設など、精神的被害を軽減したり回復への支援を行っています。「私は大丈夫」と思っても、専門家への相談をお勧めします。

